

改正(令和2年10月版)

平成31年4月版

### 写真管理基準

1 総則

1-1 適用範囲

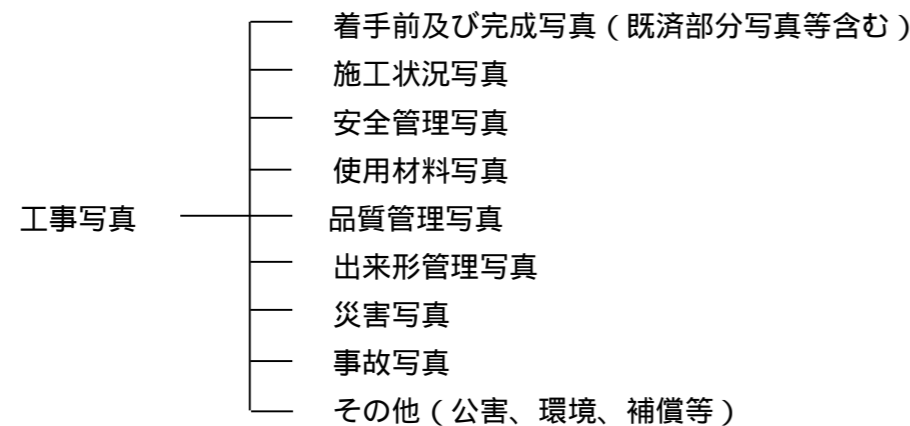
この写真管理基準は、福井市工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影~提出)に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影~提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- 工事名
- 工種等
- 測点(位置)
- 設計寸法
- 実測寸法
- 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するのは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用い

### 写真管理基準

1 総則

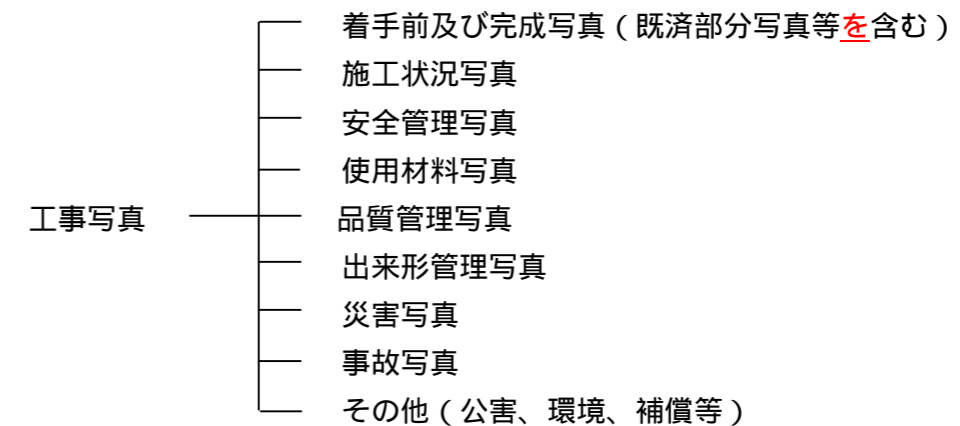
1-1 適用範囲

この写真管理基準は、福井市工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影~提出)に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影~提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- 工事名
- 工種等
- 測点(位置)
- 設計寸法
- 実測寸法
- 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するのは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)

改正(令和2年10月版)	平成31年4月版
<p>た出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2 - 4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略する。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。</p> <p><u>(3) 監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。</u></p> <p>2 - 5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>2 - 6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。 (100万画素程度～300万画素程度 = 1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p><u>映像と読み替える場合は、以下も追加する。</u></p> <p><u>(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</u></p> <p><u>(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</u></p> <p>2 - 7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p>	<p>「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2 - 4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略する<u>ものとする</u>。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する<u>ものとする</u>。</p> <p>2 - 5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>2 - 6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度 = 1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>2 - 7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p>

改正(令和2年10月版)	平成31年4月版
<p>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>3 整理提出</p> <p>撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p> <p>電子媒体は「福井市電子納品ガイドライン(案)【工事編】」に従って提出するものとする。なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準」による。</p> <p>4 その他</p> <p>撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>(2) <u>施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</u></p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>3 整理提出</p> <p>撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p> <p>電子媒体は「福井市電子納品ガイドライン(案)【工事編】」に従って提出するものとする。なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準」による。</p> <p>4 その他</p> <p>撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>

改正(令和2年10月版)

平成31年4月版

**撮影箇所一覧表(全体)**

**撮影箇所一覧表(全体)**

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『撮影箇所一覧表(全体)』によるものとする。

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『撮影箇所一覧表(全体)』によるものとする。

品質管理写真撮影箇所一覧（新旧対照表）

		令和2年10月版			平成31年4月版			
番号	工種	写真管理項目			摘要	写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『写真管理基準』を準用する。			具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『写真管理基準』を準用する。			
2	プレキャストコンクリート製品(JIS 種)							
3	プレキャストコンクリート製品(JIS 種)							
4	プレキャストコンクリート製品(その他)							
5	ガス圧接							
6	既製杭工							
7	下層路盤							
8	上層路盤							
9	アスファルト安定処理路盤							
10	セメント安定処理路盤							
11	アスファルト舗装							
12	転圧コンクリート							
13	グースアスファルト舗装							
14	路床安定処理工							
15	表層安定処理工 (表層混合処理)							
16	固結工							
17	アンカー工							
18	補強土工							
19	吹付工							
20	現場吹付法砕工							
21	河川土工							
22	海岸土工							

品質管理写真撮影箇所一覧（新旧対照表）

		令和2年10月版			平成31年4月版			
番号	工種	写真管理項目			摘要	写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度
23	砂防土工	具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（ <a href="#">令和2年4月</a> ）中、『写真管理基準』を準用する。			具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』（ <a href="#">平成30年4月</a> ）中、『写真管理基準』を準用する。			
24	道路土工							
25	捨石工							
26	コンクリートダム							
27	覆工コンクリート (NATM)							
28	吹付けコンクリート (NATM)							
29	ロックボルト (NATM)							
30	路上再生路盤工							
31	路上表層再生工							
32	排水性舗装工・透水性舗装工							
33	プラント再生舗装工							
34	工場製作工（ <a href="#">鋼橋用鋼材</a> ）							
35	ガス切断工							
36	溶接工							
<a href="#">37</a>	<a href="#">中層混合処理</a>							

品質管理写真撮影箇所一覧（新旧対照表）

		令和2年10月版			平成31年4月版					
編	章	工種	写真管理項目			摘要	写真管理項目			
			撮影項目	撮影頻度	撮影時期		撮影項目	撮影頻度	撮影時期	
12 下水道 編	1 管路	管布設工（開削） ・下水道用鉄筋コンクリート管 ・下水道用硬質塩化ビニル管 ・下水道用リップ付硬質塩化ビニル管 ・下水道用強化プラスチック複合管 ・下水道用プレキャスト管 ・下水道用ボックスカルバート ・下水道用ダクタイル鋳鉄管 ・ <b>下水道用ポリエチレン管</b>	入荷状況	10本毎	現場搬入後		入荷状況	10本毎	現場搬入後	
			保管状況				保管状況			
			外観				外観			
			日本下水道協会の認定標章及び規格番号				日本下水道協会の認定標章及び規格番号			
			入荷状況				入荷状況			
			保管状況				保管状況			
			外観				外観			
			日本下水道協会の認定標章及び規格番号				日本下水道協会の認定標章及び規格番号			
			保管状況				保管状況			
			外観				外観			
		日本下水道協会の認定標章及び規格番号	日本下水道協会の認定標章及び規格番号							

改正(令和2年10月版)

平成31年4月版

## 出来形管理写真撮影箇所一覧表

## 第1編 共通編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第1編 共通編を準用する。

## 第3編 土木工事共通編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第3編 土木工事共通編を準用する。

## 第4編 港湾編 [変更なし]

## 第5編 河川編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第6編 河川編を準用する。

## 第6編 河川海岸編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第7編 河川砂防編を準用する。

## 第7編 砂防編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第8編 砂防編を準用する。

## 第8編 ダム編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第9編 ダム編を準用する。

## 第9編 道路編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第10編 道路編を準用する。

## 第10編 農地編 [変更なし]

## 第11編 公園緑地編 [変更なし]

## 第12編 下水道編 変更箇所を別途記載。

## 第13編 漁港漁場編 [変更なし]

## 第14編 上水道編 [変更なし]

[削除]

## 出来形管理写真撮影箇所一覧表

## 第1編 共通編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第1編 共通編を準用する。

## 第3編 土木工事共通編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第3編 土木工事共通編を準用する。

## 第4編 港湾編 [略]

## 第5編 河川編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第6編 河川編を準用する。

## 第6編 河川海岸編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第7編 河川砂防編を準用する。

## 第7編 砂防編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第8編 砂防編を準用する。

## 第8編 ダム編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第9編 ダム編を準用する。

## 第9編 道路編

具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理写真撮影箇所一覧表』の第10編 道路編を準用する。

## 第10編 農地編 [略]

## 第11編 公園緑地編 [変更なし]

## 第12編 下水道編 変更箇所を別途記載。

## 第13編 漁港漁場編 [変更なし]

## 第14編 上水道編 [変更なし]

第15編 ガス編 [略]



改正(令和2年10月版)	平成31年4月版
第15編 森林編 [変更なし]	第16編 森林編 [略]
第16編 集落排水編 [変更なし]	第17編 集落排水編 [略]
第17編 建築編 [変更なし]	第18編 建築編 [略]

出来形管理写真撮影箇所一覧表（新旧対照表）

【第12編 下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	令和2年10月版			摘要	平成31年4月版			摘要		
						写真管理項目				写真管理項目					
						撮影項目	撮影頻度	撮影時期		撮影項目	撮影頻度	撮影時期			
12	下水道編	1	管路	3	管きよ工 (開削)	4	管布設工 (自然流下管) (矩形渠(プレキャスト)) (圧送管)	布設状況	スパン毎	施工中		布設状況	スパン毎	施工中	
								中心線の変位 (水平)	1スパンの中央部おおむね 施工延長20mにつき1箇所	施工後	圧送管は除く	中心線の変位 (水平)	1スパンの中央部おおむね施工延 長20mにつき1箇所	施工後	圧送管は除く
								気密(真空)の状況 (圧力計確認、試験状 況、監督職員立会状 況)	1検査箇所毎	施工中 (試験実施中)		[新規追加]			
								水圧試験の状況 (水圧ゲージ計確認、試 験状況、監督職員立会 状況)	1検査箇所毎	施工中 (試験実施中)		水圧試験の状況 (水圧ゲージ計確認、試験状況、監督 職員立会状況)	1検査箇所毎	施工中 (試験実施中)	

改正(令和2年10月版)

平成31年4月版

## 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準」

## 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準」

<p>1 総則</p> <p>1 - 1 適用範囲 この写真管理基準は、福井市工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影～提出)に適用する。</p> <p>1 - 2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <p>2 撮影</p> <p>2 - 1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2 - 2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 工事名 工種等 測点(位置) 設計寸法 実測寸法 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2 - 3 <u>情報化施工及び3次元データによる施工管理</u> <u>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</u></p> <p>2 - 4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写</p>	<p>1 総則</p> <p>1 - 1 適用範囲 この写真管理基準は、福井市工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影～提出)に適用する。</p> <p>1 - 2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <p>2 撮影</p> <p>2 - 1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2 - 2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 工事名 工種等 測点(位置) 設計寸法 実測寸法 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2 - 3 情報化施工 <u>「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</u></p> <p>2 - 4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正(令和2年10月版)	平成31年4月版
<p>真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p><u>(3) 監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。</u></p> <p>2 - 5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。 ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。 着手前、完成写真等はキャビネ版またはパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。 監督職員が指示するものはその指示した大きさとする。</p> <p>2 - 6 留意事項 写真管理基準の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容により合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5)写真管理基準の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。 (3)電子媒体は「福井市電子納品ガイドライン(案)【工事編】」に従って提出するものとする。</p> <p>4 その他 写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要があることをいう。</p>	<p>真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>2 - 5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。 ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。 着手前、完成写真等はキャビネ版またはパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。 監督職員が指示するものはその指示した大きさとする。</p> <p>2 - 6 留意事項 写真管理基準の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容により合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5)写真管理基準の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。 (3)電子媒体は「福井市電子納品ガイドライン(案)【工事編】」に従って提出するものとする。</p> <p>4 その他 写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要があることをいう。</p>